

歯科治療に行って医療過誤に遭わない方法

医療過誤の中でも比較的歯科医療に関して多くの相談を受けており、それらの相談や裁判の中から、何が歯科治療に起因する病気なのか、それらを予防するにはどうすればいいのか、おかしいなと思ったときどうすればいいのか、ということ、あくまで患者であり同時に法律家の立場から考えて見ます。

歯科治療後に生じたよくある訴えには、次のようなものがあります。

- 1 インプラント施術後に、右下もしくは左下のあごの感覚が麻痺してもどらない。
- 2 虫歯治療や歯周病の治療後、その周辺部分が大きく腫脹し、傷みも出てしまった。
- 3 虫歯治療や歯周病治療後、口が大きく開かなくなったり、顎を開けると音がしたり、痛みがでて、また、肩こりや頭痛が続くようになった。
- 4 長年、歯周病治療に通っているが、なかなか治らない。

などなどで、これらはすべて損害賠償を求めて裁判や交渉になりました。

それぞれの原因は、大雑把に言うと、1番は、あごの骨にインプラントを埋め込む際に、あごを通っている下歯槽神経を傷つけてしまったもの。2番は、歯の根っこにあった慢性化していた（症状の出ていない）炎症に刺激を与えることで急性化してしまったもの。3番は、歯を削ったり矯正した後で、かみ合わせの調整をきちんとせずに放置したもの。4番は基本的な歯周病治療のプロセスを経ていない疑いがあります。

これらの症状が出たからといって、法律的には直ちに医師の責任を問えるものではなく、医師が通常の医療者としての高度な注意義務払って治療に当たっていたかどうか（医師に過失があったか）がもちろん争点になります。

予防法 1 - 医者選び

さて、いろいろな歯医者を見たりしていると、歯医者さんの技術や治療には本当にピンからキリまであります。誰でも任せて安心というわけではないので、歯科での医療過誤予防には、やはり、歯医者さん選びが患者の立場からすると重要です。有名大学卒もあてになりません、何パーセント（もしくは何十パーセント？）はコネだったり勉強不足だったりするのですから（歯科治療技術も日進月歩です）。

最近の事件になった歯医者選びの失敗の二つの事例では、会社から会社とお付き合いがある偉い先生といって紹介してもらった、折込チラシを見て説明を聞きに行ったら自信ありげにご自分の治療について説明するので信用してしまった、というものでした。

当たり前のようですが、お知り合いの信頼できる人が実際に治療を受けてよかったといわ

れて紹介をうけるのが、とりあえず正攻法でしょう。もし可能なら、歯医者さんの治療を一番近くで見てよく知っている歯科衛生士などの医療従事者に聞くのが一番確実です。

予防法 2 —説明をきちんと聞くこと・セカンドオピニオンも大事

患者さんは、歯が痛い、歯の調子がおかしい、以前の詰め物等が取れてしまった、というような理由で歯医者さんに行くのがほとんどでしょう。それで椅子の上でアーと口をあけて治療に入ってしまうのですが、大抵の人が、どの歯についてどんな治療をされているのかわからないままに、治療を受けているのではないのでしょうか。

とにかく、一度口の中を見てもらったら、そこでいったん口を閉じて、治療前にどの歯がどの程度に悪いのか、お医者さんに尋ねてみましょう。歯には全部ナンバーがつけられていて、前歯を中心に右上の 1 から 8 番まで、左上の 1 から 8 番までなどと呼ばれます（順に前歯 2 本、犬歯、小臼歯 2 本、大臼歯 2 本、親知らずです）。お医者さんに聞けば、右下何番が何度の虫歯です（軽症 1 度から 4 度まで）、歯周病の何度です、などと教えてくれ、どう治療するか、どの程度、期間回数がかかるか、教えてくれるはずです。このような説明のない歯医者、説明を嫌がる歯医者は要注意。歯医者によっては、簡単に治療を引っ張ったり（回数を増やす）、無駄な治療や自費による過剰な治療を行う人も出てきます。

ご自分が病気になられたらこの情報化の時代、簡単にどんな病気が調べることができます。歯科治療もご自分の歯の状態を聞いてみて、知って、調べてみましょう。

それで、難しそうな病気でもないのに長期間治療が継続してもなお治らないようでしたら、別の歯医者に診断を受けて聞いて見ましょう（転院して治療を受けるかどうかは別にしても）。不安に思っていることを訴え、今の治療で十分なのか、保険治療でいいのか自費のメタルボンドが望ましいのか、など聞いてみることです。大学病院にいくと、かかっているお医者さんによく相談してみなさい、で終わってしまうので、やはり、信用できそうな町の歯医者がお勧めです。

予防法その 3 - 治療椅子に座ったら

とにかく説明を聞いて、治療してもらうことになったら、毎回、どの歯をどのように治療したか、聞いてみて、ご自分で記録をつけておきましょう。お医者さんもカルテを書いています。歯科医のカルテは私が見た限り、主訴などの記載がないか、もしくは少ない。定型的な治療内容の略語しかないようなのがほとんどです。これは、歯医者さんのカルテが保険請求（健康保険組合にこのような治療をしましたから点数何点で幾らくくださいという請求です。）をするために書かれているような事情からくるのでしょうか、それでも、治

療内容を正直に記載していれば、それだけでも正直な歯医者さんです。私が事件で経験するのは、やってもいない治療や指導をやったようにカルテに記載（よくあるのがブラッシング指導、歯周病治療・指導）してあるのが多いのです（そんな医者だから事件になるのでしょうか）。ひどい例では、治療していない虫歯を治療したように記載していたのもありました。このような虚偽の記載は、保険請求のために外見を整えるカルテなのです。私の取り扱った事件で面白いのは、やってもいない治療を定常的にやったことにカルテに記載していた（記載したのは助手がやったと思われるのですが）ので、逆にその記載された治療が不適切で後の障害を引き起こしたと認定されたケースがあります。

記録を残しておくメリットは、忙しい歯医者に行くと、ときどき主治医の先生以外に医師か衛生士が無資格の助手かわからない人が、口の中を掃除（歯石除去）したり、削ったり、根幹治療までしていることもあります。患者サイドはその人の紹介がないものですから大人しく口をあけていますが、単なる助手（無資格者）に治療行為を行わせている歯医者も、まま見受けられます。（これが先生より上手かったりするのですが、それは別の話）裁判になれば、そのような事実はなかったとお医者さんとはとことん争いますから（それこそ歯科医師法違反です）。誰にどんなことをされたか記録をつけておくと、仮に事故になったときに大変役に立ちますし、ご自分の歯の病状を把握されるのにも、いい勉強だと思います。私などは、歯の医療過誤を扱いだして、自分の歯を治療してもらうのに、新たな治療をやるたびに手鏡をもらって、何をしているか見て勉強しています。（これをやらせてくれる先生は、いい先生なのでしょう。）

平成 17 年 4 月 1 日から、個人情報保護法が全面施行され、自分の情報は個人情報取扱事業者（5000 件以上の個人情報を取り扱っている事業者です）に対して開示や訂正の請求を求められるようになりました（同法 25 条 26 条）。これを使えば、ご自分のカルテも開示が求められることとなりますので、ぜひカルテのコピーをお医者さんをお願いしてみてください。これに快く応じてくれるお医者さんなら、少なくともご自分の治療に自信を持って良心的に治療されているところと考えていいでしょう。

事後的対処法—おかしいな、と思ったら

不幸にも、今治療を受けているお医者さんの治療内容がおかしいとか、治療によって変な症状が出たとか、そんな状態になったら、我慢しないで、すぐに違う歯医者さんに行って、症状を訴えてください。早ければ早いほどいいですし、なるべく詳しく経過と症状を訴えて、現状をカルテに記載してもらって下さい。最初のご自分の健康が第一ですので、信頼できると思ったらそこで治療を受けてみることです。最初のお医者さんへの遠慮は、自らの症状や状態をひどくする場合が多いのです。法律家としても、そのお医者さんの過失が問題になった場合も、その医療行為によってどんな結果が生じているかは、それは次のお

医者さんによる客観的なカルテの記載だけが（前述した受診記録があればそれも）よりどころになるのです。そのような後医の協力があるかないかで、事件化できるかどうかは大きく違ってきます。ただし、次のお医者さんに前医の治療がおかしいとか、その治療行為によって今の症状が出たとか、言ってもらえる必要もありません。やはり医者同士かばいあうという心情も根強いですし、無理に言ってもらおうとすると、治療には良心的でも嫌がられるお医者さんも多いのも事実。求めたいのは、その時点での客観的な歯の現状、あなたの症状、訴えの記録なのです。

2 番目のお医者さんの診察や治療方針が、最初のお医者さんと同じで、それでも納得いかなかったらなら、大学病院にいった確認してみましょう。

なお、別のお医者さんに行くときは、その歯医者でとったレントゲン写真を借り出して持参すると、何度もレントゲンを取られなくて済みます（カルテがあればもっとわかりやすいですが）。

とにかく、医療の世界も自己決定の時代です。自分で決定するためには情報が必要です。お医者さんにすべてお任せ（どんな障害や後遺症が出ようが）がいやなら、自分でできる限りご自分の歯の病気を勉強して、わからないところをお医者さんに聞いてみてください。少しでも勉強していかないと、説明を受けても、結局まったく分からない、という結果に終わってしまいます。わかるように教えてくれるお医者さんが、もちろん良いお医者さんなのですが、すべての患者さんに歯科治療のいろはから教える時間はありませんので、医療過誤に会わないためにも、患者さんも努力はしなければならない、ということです。

（佐竹俊之 平成 17 年 4 月 サンデー毎日 医原病 原稿）